

「週休2日等工事試行試行要領 第I編～第III編（土木工事、港湾漁港工事編）」の運用 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）																																																																																		
<p>3 工事費の補正について（試行要領4関係）</p>	<p>3 工事費の補正について（試行要領4関係）</p> <p>(1) 各経費の補正 週休2日の実施による工事費については、各経費に表1～4の補正係数を乗じるものとする。 ただし、工場製作に要する費用、見積により機材一式の施工単価については補正の対象としない。</p> <p style="text-align: center;">表1 要領I、III編 土木工事の場合の補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">4週8休以上 (月単位)</th> <th style="text-align: center;">4週8休以上 (通期)</th> <th style="text-align: center;">完全週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2 要領I編、III編 港湾漁港工事の場合の補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">4週8休以上 (月単位)</th> <th style="text-align: center;">完全週休2日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3 要領II編 土木工事の場合の補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>休日率</th> <th style="text-align: center;">4週8休以上 (月単位) (28.5%以上)</th> <th style="text-align: center;">4週8休以上 (通期) (28.5%以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> <td style="text-align: center;">1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表4 要領II編 港湾漁港工事の場合の補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>休日率</th> <th style="text-align: center;">4週8休以上 (月単位) (28.5%以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市場単価 週休2日補正後の市場単価については、次の計算に基づくこと。 (補正式) 週休2日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休2日の補正係数 週休2日の区分により、市場単価に乘じる補正係数は表5～6による。 <u>完全週休2日の場合は、表5「現場閉所・月単位」(港湾漁港工事の場合は表6)の補正係数を適用する。</u></p>		4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)	完全週休2日	労務費	1.04	1.02	1.04	機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.02	共通仮設費率	1.03	1.02	1.03	現場管理費率	1.05	1.03	1.05		4週8休以上 (月単位)	完全週休2日	労務費	1.04	1.04	機械経費(賃料)	1.02	1.02	共通仮設費率	1.02	1.02	現場管理費率	1.03	1.03	休日率	4週8休以上 (月単位) (28.5%以上)	4週8休以上 (通期) (28.5%以上)	労務費	1.04	1.02	現場管理費率	1.03	1.01	休日率	4週8休以上 (月単位) (28.5%以上)	労務費	1.04	現場管理費率	1.03	<p>3 工事費の補正について（試行要領4関係）</p> <p>(1) 各経費の補正 週休2日の実施による工事費については、各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。 ただし、工場製作に要する費用、見積により機材一式の施工単価については補正の対象としない。</p> <p style="text-align: center;">表1 要領I、III編 土木工事の場合の補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td style="text-align: center;">1.06</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表2 要領I編、III編 港湾漁港工事の場合の補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td style="text-align: center;">1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表3 要領II編 土木工事の場合の補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>休日率</th> <th style="text-align: center;">4週8休以上 (28.5%以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表4 要領II編 港湾漁港工事の場合の補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>休日率</th> <th style="text-align: center;">4週8休以上 (28.5%以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;">1.05</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td style="text-align: center;">1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市場単価 週休2日補正後の市場単価については、次の計算に基づくこと。 (補正式) 週休2日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休2日の補正係数 週休2日の区分により、市場単価に乘じる補正係数は下表による。</p>		4週8休以上	労務費	1.05	機械経費(賃料)	1.04	共通仮設費率	1.04	現場管理費率	1.06		4週8休以上	労務費	1.05	機械経費(賃料)	1.04	共通仮設費率	1.02	現場管理費率	1.03	休日率	4週8休以上 (28.5%以上)	労務費	1.05	現場管理費率	1.03	休日率	4週8休以上 (28.5%以上)	労務費	1.05	現場管理費率	1.03
	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)	完全週休2日																																																																																	
労務費	1.04	1.02	1.04																																																																																	
機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.02																																																																																	
共通仮設費率	1.03	1.02	1.03																																																																																	
現場管理費率	1.05	1.03	1.05																																																																																	
	4週8休以上 (月単位)	完全週休2日																																																																																		
労務費	1.04	1.04																																																																																		
機械経費(賃料)	1.02	1.02																																																																																		
共通仮設費率	1.02	1.02																																																																																		
現場管理費率	1.03	1.03																																																																																		
休日率	4週8休以上 (月単位) (28.5%以上)	4週8休以上 (通期) (28.5%以上)																																																																																		
労務費	1.04	1.02																																																																																		
現場管理費率	1.03	1.01																																																																																		
休日率	4週8休以上 (月単位) (28.5%以上)																																																																																			
労務費	1.04																																																																																			
現場管理費率	1.03																																																																																			
	4週8休以上																																																																																			
労務費	1.05																																																																																			
機械経費(賃料)	1.04																																																																																			
共通仮設費率	1.04																																																																																			
現場管理費率	1.06																																																																																			
	4週8休以上																																																																																			
労務費	1.05																																																																																			
機械経費(賃料)	1.04																																																																																			
共通仮設費率	1.02																																																																																			
現場管理費率	1.03																																																																																			
休日率	4週8休以上 (28.5%以上)																																																																																			
労務費	1.05																																																																																			
現場管理費率	1.03																																																																																			
休日率	4週8休以上 (28.5%以上)																																																																																			
労務費	1.05																																																																																			
現場管理費率	1.03																																																																																			

表 5 要領 I、II、III編 土木工事の場合の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
ガス圧接工		<u>1.02</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.03</u>
インターロッキングブロック工	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
防護柵設置工（ガードレール）	設置	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>
	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>
	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
防護柵設置工（落石防護柵）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
防護柵設置工（落石防止網）		<u>1.01</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.02</u>
道路標識設置工	設置	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
	撤去移設	<u>1.02</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.03</u>
道路付属物設置工	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
	撤去	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
法面工		<u>1.01</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.02</u>
吹付砕工		<u>1.01</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.03</u>
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		<u>1.02</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.03</u>
道路植栽工	植樹	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
	剪定	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
公園植栽工		<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.01</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.02</u>
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.04</u>
橋面防水工		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
薄層カラー舗装工		<u>1.00</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>
グルーピング工		<u>1.00</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>1.01</u>
軟弱地盤処理工		<u>1.01</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.02</u>
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

表 5 要領 I、III編 土木工事の場合の補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		<u>1.05</u>
ガス圧接工		<u>1.04</u>
インターロッキングブロック工	設置	<u>1.02</u>
	撤去	<u>1.05</u>
防護柵設置工（ガードレール）	設置	<u>1.01</u>
	撤去	<u>1.05</u>
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	<u>1.01</u>
	撤去	<u>1.05</u>
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	<u>1.04</u>
	撤去	<u>1.05</u>
防護柵設置工（落石防護柵）		<u>1.02</u>
防護柵設置工（落石防止網）		<u>1.03</u>
道路標識設置工	設置	<u>1.01</u>
	撤去移設	<u>1.04</u>
道路付属物設置工	設置	<u>1.02</u>
	撤去	<u>1.05</u>
法面工		<u>1.02</u>
吹付砕工		<u>1.03</u>
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		<u>1.03</u>
道路植栽工	植樹	<u>1.05</u>
	剪定	<u>1.05</u>
公園植栽工		<u>1.05</u>
橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.04</u>
橋面防水工		<u>1.02</u>
薄層カラー舗装工		<u>1.01</u>
グルーピング工		<u>1.01</u>
軟弱地盤処理工		<u>1.02</u>
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		<u>1.01</u>

表 6 要領 I 編、II、III 編 港湾漁港工事の場合の補正係数

名称	補正係数
底面工	1.03
マット工	1.00
支保工	1.04
足場工	1.02
鉄筋工	1.04
吊鉄筋工	1.04
型枠工	1.03
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04
止水板工	1.04
上蓋工	1.04
伸縮目地工	1.02
係船柱取付	1.04
防舷材取付	1.04
車止・縁金物取付	1.04
係船柱撤去	1.04
防舷材撤去	1.04
車止撤去	1.04
電気防食取付	1.04
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.04
防砂目地板取付工（水中施工）	1.03
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.03
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.03
ペトロラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03

表 67 要領 I 編、III 編 港湾漁港工事の場合の補正係数

名称	補正係数
底面工	1.04
マット工	1.01
支保工	1.05
足場工	1.03
鉄筋工	1.05
吊鉄筋工	1.05
型枠工	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
止水板工	1.05
上蓋工	1.05
伸縮目地工	1.03
係船柱取付	1.05
防舷材取付	1.05
車止・縁金物取付	1.05
係船柱撤去	1.05
防舷材撤去	1.05
車止撤去	1.05
電気防食取付	1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
ペトロラタム被覆	1.05
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
かき落とし工	1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
汚濁防止枠設置・撤去	1.03
灯浮標設置・撤去	1.04

汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.04
異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

(3) 標準単価

週休2日補正後の標準単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休2日補正後の標準単価 = 標準単価 × 週休2日の補正係数

週休2日の区分により、標準単価に乗じる補正係数は表7による。

完全週休2日の場合は、表7「現場閉所・月単位」の補正係数を適用する。

表7 要領Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ編 標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02●	1.04●	1.02●	1.04●
高視認性区画線工		1.02●	1.04●	1.02●	1.04●
橋梁塗装工		1.01●	1.03●	1.01●	1.03●
構造物とりこわし工	機械	1.02●	1.03●	1.01●	1.03●
	人力	1.02●	1.04●	1.02●	1.04●
コンクリートブロック積工		1.02●	1.04●	1.02●	1.03●
排水構造物工		1.02●	1.04●	1.02●	1.03●
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03

汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.05
異形ブロック製作 給熱養生	1.04

(3) 標準単価

週休2日補正前の標準単価については、物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」、「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

週休2日補正後の標準単価については、次の計算に基づくこと。

(補正式)

週休2日補正後の標準単価 = 標準単価 × 週休2日の補正係数

週休2日の区分により、標準単価に乗じる補正係数は下表による。

表7 要領Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ編 標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交替制		
		4週6休以上、4週7休未満	4週7休以上、4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、4週7休未満	4週7休以上、4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01●	1.03●	1.05●	1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01●	1.03●	1.04●	1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01●	1.02●	1.03●	1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01●	1.03●	1.04●	1.01	1.02	1.04
	人力	1.01●	1.03●	1.05●	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01●	1.03●	1.05●	1.01	1.03	1.04
排水構造物工		1.01●	1.03●	1.05●	1.01	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04

漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

※表 7 の「●」は、積算システムにおいて自動的に補正に係る単価を示す。

(4) 注意事項

(ア) 労務単価の補正

①積算システムにおいて自動的に補正に係らない単価の取扱

表 8 に示す労務単価コードは、工場製作の労務単価のため、積算システム上で週休 2 日補正が自動的に行われないプログラムとなっている。

については、当該労務単価を現場作業で用いる場合は、登録単価(W 単価や F 単価)において補正後の労務単価を登録し、積算すること。

②積算システムにおいて自動的に補正に係る単価の取扱

表 8 に示す労務単価コード以外は、週休 2 日補正は自動的に計算されるため、労務単価コードをそのまま入力して、積算すること。

(イ) 機械賃料の補正

機械経費(賃料)を登録単価として計上する場合は、補正後の単価を登録し、積算すること。

表 8 積算システムで補正されないコード

コード	名称
R0530	橋りょう塗装工
R3010	機械設備製作工

漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.02	1.00	1.01	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04	1.00	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
浸食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04

※表 7 における補正係数の区分「4 週 6 休以上、4 週 7 休未満」及び「4 週 7 休以上、4 週 8 休未満」については、令和 5 年 1 月 31 日以前に公告した工事に適用する。

※表 7 の「●」は、積算システムにおいて自動的に補正に係る単価を示す。

(4) 注意事項

(ア) 労務単価の補正

①積算システムにおいて自動的に補正に係らない単価の取扱

表 8 に示す労務単価コードは、工場製作の労務単価のため、積算システム上で週休 2 日補正が自動的に行われないプログラムとなっている。

については、当該労務単価を現場作業で用いる場合は、登録単価(W 単価や F 単価)において補正後の労務単価を登録し、積算すること。

②積算システムにおいて自動的に補正に係る単価の取扱

表 8 に示す労務単価コード以外は、週休 2 日補正は自動的に計算されるため、労務単価コードをそのまま入力して、積算すること。

(イ) 機械賃料の補正

機械経費(賃料)を登録単価として計上する場合は、補正後の単価を登録し、積算すること。

表 8 積算システムで補正されないコード

コード	名称
R0530	橋りょう塗装工
R3010	機械設備製作工

<p>6 工事成績評価について(試行要領9関係)</p>	<p>6 工事成績評価について(試行要領9関係)</p> <p>(1) 発注者は、受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、様式4号の第1評定の5. 創意工夫「その他」の項目で加点評価を行う。</p> <p>(2) 発注者指定型において、受注者の責により4週8休以上の休日を確保できなかった場合、第1評定の「2. 施工状況」「II 工程管理」において「d判定」とし、第2評定の「2. 施工状況」「II 工程管理」において「3の項目を評価しない(×とする)」とする。(減点評価) なお、事業用地の取得・支障物件の移転・他機関協議の遅れや、大規模災害の発生等、週休2日未達成の原因が受注者の責によらない場合は減点を行わない。</p> <p>(3) <u>令和8年3月</u>までに起工する工事の減点措置は行わない。</p>	<p>6 工事成績評価について(試行要領9関係)</p> <p>(1) 発注者は、受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、様式4号の第1評定の5. 創意工夫「その他」の項目で加点評価を行う。</p> <p>(2) 発注者指定型において、受注者の責により4週8休以上の休日を確保できなかった場合、第1評定の「2. 施工状況」「II 工程管理」において「d判定」とし、第2評定の「2. 施工状況」「II 工程管理」において「3の項目を評価しない(×とする)」とする。(減点評価) なお、事業用地の取得・支障物件の移転・他機関協議の遅れや、大規模災害の発生等、週休2日未達成の原因が受注者の責によらない場合は減点を行わない。</p> <p>(3) <u>令和7年3月</u>までに起工する工事の減点措置は行わない。</p>
<p>7 附則</p>	<p>7 附則 この運用は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附則 この運用は、令和6年5月25日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附則 この運用は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。</p> <p><u>附則</u> <u>この運用は、令和7年1月20日以降に起工する工事から適用する。</u></p>	<p>7 附則 この運用は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附則 この運用は、令和6年5月25日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>附則 この運用は、令和6年12月17日以降に起工する工事から適用する。</p> <p>— _____</p>